## 随意契約の相手先の決定について(特定調達公告)

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続きに関する 地方特別行政法人三重県立総合医療センター契約事務取扱規程の特例を定める要綱第15条第 2項にもとづき公告します。

1. 契約名

電子カルテシステムデータ移行・システム設定・システム保守

2. 契約に係る特定役務の概要

電子カルテシステムのデータ移行・システム設定・システム保守

【特定役務の対象となる主なサブシステム】

- •オーダリングシステム
- ・医事会計システム
- 電子カルテシステム
- ・看護業務支援システム
- 3. 担当部局
  - 三重県四日市市大字日永5450番地132 事務局経営企画課 宮木
- 4. 契約の相手方を決定した日

令和3年9月17日

5. 契約金額

160,784,800円(うち消費税及び地方消費税 14,616,800円)

6. 決定手続

随意契約

- 7. 随意契約の理由
  - ・地方独立行政法人三重県立総合医療センター会計規程第43条第3項第2号
  - ・物品等又は特定役務の調達手続きに関する地方独立行政法人三重県立総合医療センター 契約事務取扱規程の特例を定める要綱第14条第2号